



北信交旅第327号
平成24年7月31日

富山運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」の一部改正について

標記について、自動車局長より別紙（平成24年7月31日付け国自旅第231号）のとおり通達があったので、了知されたい。





国自旅第 231 号
平成 24 年 7 月 31 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」の一部改正について

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部改正に伴い、「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成 13 年 12 月 5 日付け国自旅第 117 号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成13年12月5日付け国自旅第117号）」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>国自旅第117号 平成13年12月5日 一部改正 一部改正 <u>一部改正 平成24年7月31日</u></p> <p>自動車局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃及び料金の設定及び変更に関しては、認可を受けた運賃等の上限の範囲内での事前届出制に移行することとなった。 事前届出制への移行により、従来以上に利用者のニーズ及び地域の実情に即した多様な運賃及び料金の設定が可能になるとともに、その迅速な実施が図られることとなるが、一方で公正競争の確保及び利用者保護の観点から不当な運賃及び料金の設定については、変更命令の発動等による是正を機動的に行う必要がある。 以上の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業における実施運賃の届出及び変更命令に関する処理要領を下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>国自旅第117号 平成13年12月5日 一部改正 一部改正 一部改正 平成20年6月27日</p> <p>自動車交通局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃及び料金の設定及び変更に関しては、認可を受けた運賃等の上限の範囲内での事前届出制に移行することとなった。 事前届出制への移行により、従来以上に利用者のニーズ及び地域の実情に即した多様な運賃及び料金の設定が可能になるとともに、その迅速な実施が図られることとなるが、一方で公正競争の確保及び利用者保護の観点から不当な運賃及び料金の設定については、変更命令の発動等による是正を機動的に行う必要がある。 以上の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業における実施運賃の届出及び変更命令に関する処理要領を下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。 また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>
<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の全部改正について」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。 (2)「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。 (3)「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。 (4)「協議運賃」：道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第9条の2の規定による地域公共交通</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の全部改正について」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)「基本運賃」：「上限認可処理方針通達」第2.2.(1)～(3)の運賃をいう。 (2)「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。 (3)「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。 (4)「協議運賃」：道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第9条の2の規定による地域公共交通</p>

通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。

- (5) 「軽微運賃」：規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。

- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。

- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。

- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施している運賃及び料金（乗車日以下限の範囲内で実施可能な運賃を含む。）とする。

- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定（変更）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画を実施する日」、当該運行計画の設定（変更）届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施するものとする。

- (3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運行系統）届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運行系統）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運行系統）届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行系統）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更（運送の区間）届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更（運送の区間）届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更（運送の区間）届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更（運行の区間）届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (5) 運賃及び料金の揭示

通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。

- (5) 「軽微運賃」：規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃とする。

- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。

- (3) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行（以下「路線定期運行」という。）に係る事業計画の変更認可及び運行計画届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定（変更）の届出に伴う実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出は、当該認可の申請又は当該運行計画の変更の届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出の実施予定日は「認可に基づき事業計画の変更の認可を実施する日」又は「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

- (3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行（以下「路線不定期運行」という。）に係る事業計画の変更認可及び事業計画変更（運行系統）の届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可に伴う実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出は、当該認可の申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出の実施予定日は「認可に基づき事業計画の変更の認可を実施する日」と記載するものとする。

また、事業計画（運行系統）の変更の届出に伴う実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出についても、これを当該事業計画（運行系統）変更の届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の実施予定日は「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行（以下「区域運行」という。）に係る事業計画変更認可及び事業計画変更（運送の区間）届出との関係

営業区域の拡大（運送の区間の新設等）による事業計画の変更の認可に伴う協議運賃及び軽微運賃の届出は、当該認可の申請と同時に提出するものとし、協議運賃及び軽微運賃の届出の実施予定日は「認可に基づき事業計画の変更の認可を実施する日」と記載するものとする。

また、事業計画（運送の区間）の変更の届出に伴う協議運賃及び軽微運賃の届出についても、これを当該事業計画（運送の区間）の変更の届出と同時に提出するものとし、協議運賃及び軽微運賃の実施予定日は「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

- (5) 運賃及び料金の揭示

道路運送法（以下「法」という。）第12条第1項に基づき、確定額を届け出た場合にはその確定額を、第34.ににおける上限額及び下限額の幅（幅運賃）を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に提示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届又は運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあっては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前（規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあっては、あらかじめ）には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。

また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあっては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあっては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1.の実施運賃に準じた内容とする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。

3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあっては軽微運賃額、変更の届出にあっては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3.にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を下回る額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるとする。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

(1) 適用方法

1) 予約により運送を引き受ける場合にあっては、予約を受けける時までに、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を収受すること。

2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあっては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあっては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定められた確定額を関係の営業所等に掲示すること。

3) 「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。

(2) 適用条件

事業計画の変更の認可及び運行計画の設定（変更）届出に伴う実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出にあっては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。

また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあっては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあっては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1.の実施運賃に準じた内容とする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。

3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあっては軽微運賃額、変更の届出にあっては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等
運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

(1) 実施運賃
競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合には、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃
上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準運賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回る用区間への参入にあっては初乗運賃額又は初乗運賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等其他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の運賃の額を下回らない場合に限る。）

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

ヘ. 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあっては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等其他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の可否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

① 法第9条第6項第1号に該当する場合

・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

② 法第9条第6項第2号に該当する場合

・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等
運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。

(1) 実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合には、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準運賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等其他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の運賃の額を下回らない場合に限る。）

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

ヘ. 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあっては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等其他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の可否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

① 道路運送法（以下「法」という。）第9条第6項第1号に該当する場合

・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

② 法第9条第6項第2号に該当する場合

・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃

又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的に、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- ③ 法第9条第6項第3号に該当する場合
・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものがあるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数値基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

(1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第8 8条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

(2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第8 8号）第1 3条第1項に規定する弁明の機会を付与（相当と認める場合は聴聞）の手続を経るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。

② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。

③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。

④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合には、変更命令を発した日から原則として3 0日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的に、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- ③ 法第9条第6項第3号に該当する場合
・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものがあるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数値基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

(1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第8 8条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

(2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第8 8号）第1 3条第1項に規定する弁明の機会を付与（相当と認める場合は聴聞）の手続を経るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。

② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。

③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。

④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合には、変更命令を発した日から原則として3 0日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が上記第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

附 則 (平成18年9月15日 国自旅第150号)

1. 本取扱要領は、平成18年10月11日以降に届け出るものから適用する。

2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

附 則 (平成20年6月27日 国自旅第110号)

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則 (平成24年7月31日 国自旅第231号)

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

3. 本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

国自旅第117号
平成13年12月5日
一部改正 平成18年9月15日
一部改正 平成20年6月27日
一部改正 平成24年7月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び
軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃及び料金の設定及び変更に関しては、認可を受けた運賃等の上限の範囲内での事前届出制に移行することとなった。

事前届出制への移行により、従来以上に利用者のニーズ及び地域の実情に即した多様な運賃及び料金の設定が可能になるとともに、その迅速な実施が図られることとなるが、一方で公正競争の確保及び利用者保護の観点から不当な運賃及び料金の設定については、変更命令の発動等による是正を機動的に行う必要がある。

以上の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業における実施運賃の届出及び変更命令に関する処理要領を下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1 用語の定義

この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。

- (1) 「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。
- (2) 「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。
- (3) 「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。
- (4) 「協議運賃」：道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第9条の2の規定による地域公共交通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会における合意が調った運賃及び料金をいう。
- (5) 「軽微運賃」：規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。
- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施している運賃及び料金（乗車日より前に事前販売を開始している場合並びに第3に定める幅運賃及び当該幅運賃の上限額及び下限額の範囲内で実施可能な運賃を含む。）とする。
- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定(変更)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該運行計画の設定(変更)届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

(3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運行系統)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運行系統)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運行系統)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行系統)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運送の区間)届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運送の区間)届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運送の区間)届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行の区間)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(5) 運賃及び料金の揭示

道路運送法(以下「法」という。)第12条第1項に基づき、確定額を届け出た場合にはその確定額を、第34.における上限額及び下限額の幅(幅運賃)を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に揭示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届出又は運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあつては、それぞれそ

の実施する日の少なくとも7日前（規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあつては、あらかじめ）には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。
また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあつては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1. の実施運賃に準じた内容とすることとする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。
3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）の表記は、設定の届出にあつては軽微運賃額、変更の届出にあつては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3. にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を下回る額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるものとする。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

(1) 適用方法

- 1) 予約により運送を引き受ける場合にあっては、予約を受ける時までには、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を收受すること。
 - 2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあっては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあっては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定めた確定額を関係の営業所等に掲示すること。
 - 3) 「予約を受け付け又は運賃を收受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。
- (2) 適用条件
- 予約を受け付け又は運賃を收受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等

運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

(1) 実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合にあっては、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準賃率の最も低いもの。既存事業者の初乗運賃適用区間への参入にあっては初乗運賃額又は初乗賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の運賃の額を下回らない場合に限る。）

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

2) 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあっては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の要否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

①法第9条第6項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第6項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第6項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2) の数値基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定(以下「変更命令の要件」という。)のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4) 及び第4 1. (2) (3) の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

(1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第88条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

(2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に規定する弁明の機会を付与(相当と認める場合は聴聞)の手続を経るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。

② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。

③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。

④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合においては、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第150号）

1. 本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届け出るものから適用する。
2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第110号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第231号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

(別紙1)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
地域公共交通会議で協議された路線については、
「地域公共交通会議で協議された路線」と、明記する。
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

(別紙2)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日